

老人保健法に基づく住民基本健康診査業務委託契約書

小郡市、大刀洗町（以下、「甲」という。）と、社団法人小郡三井医師会（以下、「乙」という。）は、老人保健法（昭和５７年８月１７日法律第８０号）（以下、「法」という。）第１６条に規定する健康診査業務について、甲が行う業務を小郡三井医師会の会員たる医師（以下、「丙」という。）に委託するにあたり、乙を丙の代理人と定め、ここに業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（委託業務）

第１条 甲は、本契約により住民基本健康診査業務（以下、「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務内容）

第２条 この契約に基づく業務内容は、別表１に定める項目とする。

（実施の基準）

第３条 業務の実施基準については、法第２４条に定めるところによるものとし、その他必要事項については、甲乙協議のうえ定める。

（業務の対象者）

第４条 業務の対象者は、別表２に定める者とする。

（契約期間）

第５条 契約期間は、平成１７年４月１日から平成１８年３月３１日までとする。

（委託料）

第６条 業務の委託料（以下、「委託料」という。）は、次のとおりとする。

(1) 基本健康診査	１件あたり	６,６００円（消費税含む）
(2) 心電図検査	１件あたり	９７０円（消費税含む）
(3) 貧血検査	１件あたり	１８０円（消費税含む）
(4) ヘモグロビンＡ１ｃ検査	１件あたり	３９０円（消費税含む）
(5) 眼底検査	１件あたり	３６０円（消費税含む）

（委託料の支払い）

第７条 乙は、業務の終了後、その実績に応じて甲の指定する様式により、甲に委託料を請求するものとする。

２ 甲は、前項の規定による請求を受理した日から起算して、３０日以内に委託料を支払わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第８条 乙は、本契約に係る業務に関連して知り得た情報を本契約の存続期間中はもとより、本契約終了後といえども第三者に洩らしてはならない。

２ 乙は、業務上知り得た情報については、その管理・保管に十分留意し、事故等による漏えいの防止のための必要な措置を講じなければならない。

甲 小郡市 代表者 代表者
1/10

乙 小郡三井医師会 代表者 代表者
1/10
1/10
1/10

(損害賠償請求時の協力)

第9条 甲は、業務に従事した丙が、対象者から損害賠償請求を提訴された場合は、乙の要請に基づき丙に全面的に協力する。

(協議事項)

第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定める。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年4月1日

甲 福岡県小郡市

小 郡 市 長 田 籠 勝 彦

福岡県大刀洗町

大 刀 洗 町 長 平 田 喜 次 郎

乙 社団法人小郡三井医師会

会 長 丸 山 泉

別表 1

基本健康診査（必須項目）	1. 問診 2. 身体計測（身長・体重測定、BMI 法による肥満度測定） 3. 尿検査（糖、蛋白、潜血） 4. 血圧測定 5. 理学的検査 6. 循環器検査 ① 血液化学検査（総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪） 7. 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP） 8. 腎機能検査（クレアチニン） 9. 血糖検査（空腹時血糖）
医師の判断に基づく選択項目	1. 循環器検査 ① 心電図検査 ② 眼底検査（右眼） 2. 貧血検査（赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット） 3. ヘモグロビンA1c検査

別表 2

項 目	小 郡 市	大 刀 洗 町
基本健康診査	昭和 10 年 4 月 1 日 以前に生まれた人	昭和 11 年 4 月 1 日 以前に生まれた人

検 診 業 務 委 託 契 約 書

小郡市、大刀洗町（以下、「甲」という。）と、社団法人小郡三井医師会（以下、「乙」という。）は、結核予防法（昭和26年3月31日法律第96号）（以下、「法」という。）第4条に規定する定期の健康診断について、甲が行う業務を小郡三井医師会の会員たる医師（以下、「丙」という。）に委託するにあたり、乙を丙の代理人と定め、ここに業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、本契約により次の業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 肺がん検診（X線間接フィルム読影と直接撮影及びその読影）
- (2) 結核検診（X線間接フィルム読影とその精密検査）
- (3) 婦人科がん検診

（業務の対象者）

第2条 業務の対象者は、別表1に定める者とする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、平成17年4月1日より平成18年3月31日までとする。

（個人負担金の徴収）

第4条 丙は、婦人科がん検診を実施した際には、別表2に定める個人負担金を受診者から徴収するものとする。

（委託料）

第5条 業務の委託料は、別表3に定める額とする。

（委託料の支払い）

第6条 乙は、業務の終了後、その実績に応じて甲の指定する様式により、甲に委託料を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受理した日から起算して30日以内に、委託料を支払わなければならない。ただし、婦人科がん検診については、別表3に定める額から別表2に定める額を控除した額を委託料として支払うものとする。

（個人情報の取扱い）

第7条 乙は、本契約に係る業務に関連して知り得た情報を、本契約の存続期間中はもとより、本契約終了後といえども第三者に洩らしてはならない。

- 2 乙は、業務上知り得た情報については、その管理・保管に十分留意し、事故等による漏えいの防止に必要な措置を講じなければならない。

（損害賠償請求時の協力）

第8条 甲は、業務に従事した丙が、受診者から損害賠償請求を提訴された場合は、乙の要請に基づき丙に全面的に協力する。

(協議事項)

第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定める。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年4月1日

甲 福岡県小郡市

小 郡 市 長 田 籠 勝 彦

福岡県大刀洗町

大 刀 洗 町 長 平 田 喜 次 郎

乙 社団法人小郡三井医師会

会 長 丸 山 泉

別表 1 (第 2 条関係)

項 目		小 郡 市	大 刀 洗 町
肺がん・結核検診		昭和 6 2 年 4 月 1 日 以前に生まれた人	昭和 6 2 年 4 月 1 日 以前に生まれた人
婦人科がん検診	子宮がん検診	昭和 5 0 年 4 月 1 日 以前に生まれた人	昭和 6 1 年 4 月 1 日 以前に生まれた人
	乳がん検診	昭和 5 0 年 4 月 1 日 以前に生まれた人	昭和 5 1 年 4 月 1 日 以前に生まれた人

別表 2 (第 4 条関係)

項 目	小 郡 市	大 刀 洗 町
子宮がん検診	4 0 0 円	1, 0 0 0 円
乳がん検診	1 0 0 円	1, 0 0 0 円
減免対象者	・ 昭和 1 0 年 4 月 1 日以前に生まれた人 ・ 老人保健法第 2 5 条第 1 項の規定により医療を受けることができる者 ・ 生活保護世帯	・ 老人保健法第 2 5 条第 1 項の規定により医療を受けることができる者 ・ 生活保護世帯

別表 3 (第 5 条関係)

項 目		一人当たりの委託料
肺がん読影 (X 線間接フィルム読影)		5 3 0 円 (消費税含む)
精密検査		2, 3 1 0 円 (消費税含む)
婦人科がん検診	子宮がん検診	6, 8 2 0 円 (消費税含む)
	乳がん検診	3, 2 5 0 円 (消費税含む)